

新入社員の 入社手続きについて

小柳社会保険労務士事務所 森木 和仁

目次

- 1.労働契約と雇用形態について
- 2. 労働条件の明示について
- 3.採用時入社時の必要書類
- 4.入社時の手続きと労働保険・社会保険の種類
- 5. 労働保険・社会保険の加入基準
- 6.労働保険・社会保険の加入手続き
- 7.社会保険の被扶養者について
- 8.外国人を雇い入れる時
- 9.給与計算

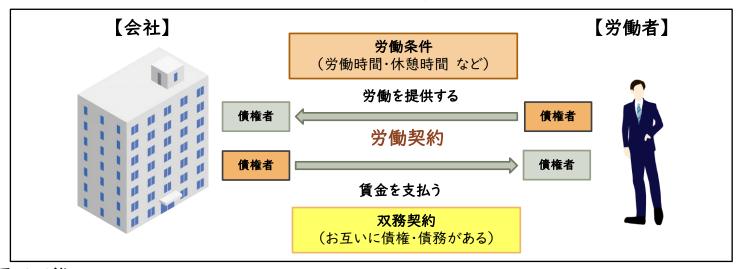
- P.2
- P.3
- P.4
- P.5
- P.6~7
- P.8~9
- P.10~11
- P.12~13
- P.14~P.16

◇労働契約と雇用形態について

入社する前のお話、労働契約と雇用形態について

・労働契約とは

会社で働く契約を労働契約(雇用契約)といいます、労働契約は、「労働する対価として賃金をもらう」という関係が主な内容です。労働「契約」なので本来は働く条件と賃金の内容に関しては、自由にそして対等に取り決めることが前提となります。しかし会社と社員では力関係が明らかに異なることから、労働基準法などで様々な規制が加えられています。 次項で説明する労働契約の重要事項の明示についても、労働基準法にて定められています。



・雇用形態について

雇用形態に関して、一般的に大きく分けて以下の3つとなります。

<u>・正社員</u>

労働期間に定めが無い(定年まで働き続けられる)、所定労働時間がフルタイム、直接雇用されている。

·有期労働契約社員

正社員と異なり、労働契約に期間があるもの(フルタイムの労働者もいれば、短時間の労働者もいる)

・パートタイム労働者(短時間労働者)

|週間の所定労働時間が正社員と比べて短いもの(一般的に有期労働契約の労働者が多い)

◇労働条件の明示について

従業員を雇い入れるときに結ぶ雇用契約、労働条件はきちんと書面で交付していますか?

・労働条件通知書とは

従業員を雇い入れる時には労働条件を明示しなければなりません。その際には、重要な労働条件に関しては書面で交付することが求められ、この書面を「労働条件通知書」 と言います。労働条件の明示を怠った場合は30万円以下の罰金が科されるため注意が必要です。

【労働条件通知書に記載する事項】

労働条件通知書に記載する事項は「絶対的明示事項」と「相対的明示事項」があります。

「絶対的明示事項」は必ず明示しなければいけない事項、「相対的明示事項」は制度があれば明示すべき事項です。

絶対的明示事項

(昇給に関する事項を除いて全て書面で)

- (1)雇用契約の期間
- (2)期間の定めのある労働契約を更新する際の基準
- (3) 就業の場所及び従事すべき業務
- (4) 始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、 休暇並びに労働者を2組以上にわけて就業させる場合における就業時転換 に関する事項
- (5) 賃金(退職金及び臨時の賃金等を除く)の決定、計算及び支払い方法、賃金 の締切日及び支払日並びに昇給
- (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む)



相対的明示事項

(書面又は口頭でも可)

- (1) 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支 払いの方法、並びに退職手当の支払いの時期
- (2) 臨時に支払われる賃金(退職手当を除く)、賞与及び精勤手当、勤続手当、能 率手当並びに最低賃金
- (3) 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他
- (4)安全及び衛生
- (5) 職業訓練
- (6) 災害補償及び業務外の傷病扶助
- (7)表彰及び制裁
- (8)休職

※パートタイム社員や有期契約社員を雇い入れる時と契約を更新する時は、上記にプラスして以下の4点を書面で明示する必要があります。

- (1)昇給 (2)退職手当の有無
- (3) 賞与の有無 (4) 相談窓口

◆実務上では雇用契約書と労働条件通知書が合わさった書式、「労働条件通知書兼雇用契約書」がよく使われています。

◇採用時・入社時の必要書類

入社時の手続きで必要な書類

・採用時の提出書類

採用時・入社時に必要な書類は会社によって異なりますが概ね以下のとおりです。

- (1) 労働契約書
- (2)身元保証書
- (3)誓約書
- (4)各種免許証(写し)及び各種証明書
- (5)本人及び扶養家族のマイナンバー
- (6)年金手帳(基礎年金番号)·雇用保険被保険者証
- (7)給与所得者の扶養控除等(異動申告書)
- (8) 健康診断書(3カ月以内のもの)
- (9) 源泉徴収票(前職があるもののみ)
- (10)その他、会社が提出を求めた書類(住民税関連書類等)

上記の書類と履歴書があれば、各種保険の手続きに必要な情報は揃うと思います。

事業所の数が多く、必要な書類が揃って人事部に届かないような場合、右記のような入社連絡票を併用するのも1つの手です。必要な情報を効率的に徴求することができ、手続きのスピードも上がります。

提出書類はこれから会社で働く上での手続きに関わる重要なものです、提出時期を決め、提出期限を守れなかった社員への取り扱いを定めておきましょう。

			7	人社連絡	票			作成例・記入例	
所属事業	所	000 事	業所		個人番号 マイナンパー)	_	マイナンバ		
フリガブ	+ -	クオカ	לםפ		入社日	4年 4月 1日			
名前		福岡太郎	B	(男・女)	保険	社保加入日: 4年 4月 1日 雇保加入日: 4年 4月 1日			
加入する制	制度 用角淡	· 健康保	険・厚	€ ₽)	生年月日	000	0年 00月	008生	
雇用期間の	走め	月	⊟~	年月	日)	就業時刻	9:00~18:	00(内体憩 1 時間	
郵便番号	₹ 810)-8620			電話番号		092-123-4	456A	
住所		福岡県福	一 中国語	中央区 〇〇丁目	00-00	ロロマンシ	ay xxx€	号室	
	基本給(食給・	日給	• 時	給)			平均出勤	200,000 日数(20日	
	残業代(見込み残業代	含む)					31, 25	50円 程度/月	
賃	資格	8		手当				5, 000	
金				手当					
	交通費 (交通手段:	バス)					6, 000	
		合計				242, 250P			
	基礎年金番号	有		,	4-567890)		
	保険被保険者番号	計は、ご本	Ć	有 (番号: 無) (職歴がない	いため ・	紛失したた 新卒のため (-) か↓下記() ・ 紛(の)		
At the second	AVE 310 210 2 04 100			D提出がない場合!			The Property of	2007(21:27)	
記入例 R.C	00年00月~R.00年0	CORP. CO.							
R.01年 4月	1日~R03年 8月3	1日 株式	会社 ()×△商店					
	フリガナ	統柄	性別	生年月日	個	人番号	同居・別居	年間収入額 (失業手当・年金含を	
	フリガナ 氏名 フクオカ ハナコ	統柄	性別	生年月日		人番号			
	フリガナ 氏名	妻	女	00年0月00	B 🗹 マイ	ナンバー微求済	(発表の場合は単色系)	(失業手当·年金含を	
扶養家族	フリガナ 氏名 フクオカ ハナコ 福岡 花子				B 🗹 マイ		(味春の報告は製金所)	(失業手当・年金含む	
	フリガナ 氏名 フクオカ ハナコ 福岡 花子 フクオカ イチロウ	妻	女	00年0月00	B 🗹 マイ	ナンバー微求済	(発表の場合は単色系)	(失業手当·年金含を	
	フリガナ 氏名 フクオカ ハナコ 福岡 花子 フクオカ イチロウ	妻	女	00年0月00	B 🗹 マイ	ナンバー微求済	(現在の場合は異色形)	(失業手当·年金含を	
扶體家族	フリガナ 氏名 フクオカ ハナコ 福岡 花子 フクオカ イチロウ	妻子子	女男	00年0月00	B 🗹 マイ	ナンバー徴求済	(日本・別店 日本・別店 日本・別店	(失業手当·年金含6	
扶體家族	フリガナ 氏名 フクオカ ハナコ 福岡 花子 フクオカ イチロウ 福岡 一郎	妻子子	女男	00年0月00 00年0月00	9876-5	ナンバー徴求済	(NE ・ 別居 ・ 別居 ・ 別居 ・ 別居 ・ 別居 ・ 別居	(失業手当·年金含を	

◇入社時の手続きと労働保険・社会保険の種類

新入社員の手続きについて

·入社時の手続きについて

入社時の手続きは大きく分けて下記の3つです。

1.労働保険(労災保険·雇用保険)の加入手続き 2.社会保険(健康保険·厚生年金保険)の加入手続き 3.給与計算の情報の登録と住民税の手続き

・労災保険とは

労働保険である労災保険は労働者のための保険です、労災保険は主に仕事に関連した傷病に関する補償を行います。

労働者が業務上または通勤途中にケガをしたり、病気になったり、または死亡した場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な給付を行うことを目的としています。また、被災 労働者の社会復帰促進など労働者の福祉を増進するための事業も行っています。

<u>・雇用保険とは</u>

労働保険である雇用保険は労働者のための保険です、雇用保険は主に失業した場合の生活保障を行います。

雇用保険は、失業した時や育児や介護などで雇用の継続が困難な時に必要な給付を行います。一番身近なものが失業給付(基本手当)ですが雇用保険では他にも職業に関連する教育訓練を受けた時の給付や、就職を促進する事業なども行っています。

・健康保険とは

健康保険はサラリーマンやOL(被用者)のための医療保険制度です。

健康保険は労働者やその扶養家族が業務上や通勤中<mark>以外</mark>の理由によって病気やケガをした場合、または死亡や出産をした場合に必要な医療給付を行い、生活の安定を図る制度です。

・厚生年金保険とは

厚生年金保険はサラリーマンやOL(被用者)のための年金保険制度です。

厚生年金は厚生年金被保険者が老齢になった時、障害を負ったとき、又は死亡した時に、必要な年金給付を行うことで、本人、またはその遺族が安定した生活を営めるようにすることを目的とした制度です。

◇労働保険・社会保険の加入基準①

労働保険に加入する必要がある基準を説明します。

【加入基準のポイント】

- 「正社員」「パートタイマー」といった呼称ではなく、実際の労働時間や就労の実態で判断します。
- ・国籍要件は無く、国籍のいかんを問わず、外国人でも上記のような実態で判断します。

【労働保険の加入基準】

·労災保険

労働時間がどんなに短いアルバイトだとしても、労災保険は適用となります。労災保険は個々の従業員について加入の手続きは必要ありません。

・雇用保険

次の(A)(B)の条件どちらも満たす場合は加入する必要があります。

- (A) I週間の所定労働時間が20時間以上である事。 (B) 31日以上雇用見込みがあること
- 【※上記の条件を満たしても、雇用保険の被保険者とならない場合】
- (1) 短時間労働者(20時間以上30時間未満)で季節的雇用者
- (2) 4か月以内の期間を定めて季節的事業に雇用される者
- (3)船員保険の被保険者

- (4) 国、都道府県、市町村等の事業に雇用される労働者
- (5) <mark>昼間の学生</mark>
- (6)役員・同居の親族 など

※判断がつかない場合はハローワークに相談します。

- ・1日の所定労働時間、、、会社で定められた労働時間で、9時始業・18時終業・休憩1時間の場合8時間となります。
- ·試用期間中は加入しなくても良い?、、、、試用期間を設けていても試用期間終了後ではなく入社日から加入します。

【パートタイマーの雇用保険加入条件の具体例】



一般の従業員

I 週間の所定労働時間

40時間



パートタイマー

20時間	31日以上の 雇用見込み有	0
30時間	×	
16時間	31日以上の 雇用見込み有	×



昼間学生

原則として 被保険者とならない

◇労働保険・社会保険の加入基準②

社会保険に加入する必要がある基準を説明します。

【加入基準のポイント】

「正社員」「パートタイマー」といった呼称ではなく、実際の労働時間や就労の実態で判断します。

の場合

・国籍要件は無く、国籍のいかんを問わず、外国人でも上記のような実態で判断します。

【社会保険の加入基準】

- ·健康保険·厚生年金
- 1.週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が同じ事業所で同じ業務を行っている正社員など一般社員の4分の3以上の者(いわゆる4分の3要件)は加入しなければなりません。
- 2.上記 | の要件を満たしていなくても、次の「短時間労働者の要件」全てに該当する者(いわゆる特定適用事業所要件)
- ・週の所定労働時間が20時間以上(残業時間含まず) ・勤務期間が1年以上(令和4年10月からは2カ月超に改正)またはその見込みがある
- ·月額賃金が8.8万円以上(賞与、残業代、通勤手当は含まない) ·学生でないこと(夜間·通信·定時制の学生は対象)
- |·特定適用事業所に雇用される者(**社会保険被保険者数が50|人以上**の企業)※(令和4年10月からは1**0|人以上**に改正、令和6年10月からは**5|人以上**に改正)

【パートタイマーの社会保険加入条件の具体例】



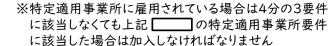
_	般	の	従	業	員
---	---	---	---	---	---

l 週間の所定	lか月の所定
労働時間	労働日数
40時間	20日



パートタイマー

30時間 (4分の3以上)	15日 (4分の3以上)	0	
30時間 (4分の3以上)	10日 (4分の3未満)	×	
20時間 (4分の3未満)	15日 (4分の3以上)	×	





昼間学生

30時間 (4分の3以上)	15日 (4分の3以上)	0
30時間 (4分の3以上)	10日 (4分の3未満)	×
20時間 (4分の3未満)	5日 (4分の3以上)	×

※学生も4分の3要件に該当した場合は加入しなければ なりません。

◇労働保険の加入手続き

労働保険(労災保険・雇用保険)の申請の手続方法について

【労災保険の加入手続き】

労災保険は従業員であれば、パートタイマーなどを含め、手続きせずに自動的に加入となります。

【雇用保険の加入手続き】

雇用保険は加入基準に該当した従業員に対して、個別で加入手続きが必要です。

届出先:管轄するハローワーク 期日:被保険者となった日の属する月の翌月10日まで

必要書類:雇用保険 被保険者資格取得届

<u>添付書類:</u>パートタイマーの場合は雇用期間を確認できる資料(雇用契約書など)

◆記入する際の注意事項◆

·被保険者番号(2)

すでに雇用保険の被保険者証を持っていれば、それに記載されている番号を記入します。被保険者番号が分からない場合は、前職歴(勤務期間・会社名)を備考欄に記載します。

·取得区分(3)

取得区分は初めて雇用保険の被保険者番号を取得する時は1を前職がある場合は2を記入します。

·賃金(10)

残業手当や臨時の賃金を除いて毎月決まって支払われる金額を記入します。

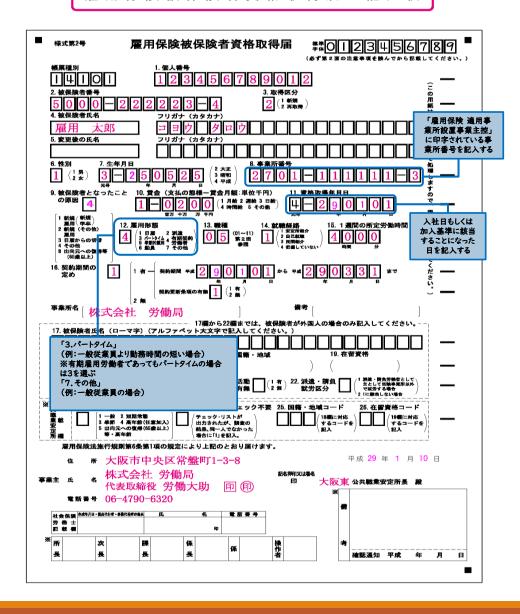
・|週間の所定労働時間(15)

Ⅰ週間の所定労働時間は、時間外労働や休日労働を含まない時間を記入します。Ⅰ週間の所定労働時間が変わる場合には、平均したⅠ週間の所定労働時間を記入します。

【雇用保険 その後の手続き】

「資格取得届」を提出し、ハローワークで被保険者資格が確認されると、「資格取得等確認通知書」が交付されます。この確認通知書は被保険者証・被保険者通知用(下部)と事業主通知用(上部)とに分かれています。被保険者通知用(被保険者証)は従業員本人に渡し、また、事業主通知用の部分は会社で保管し、その従業員の資格変更・氏名変更などの際に使用します。

雇用保険被保険者資格取得届の記入例



◇健康保険・厚生年金の手続き

社会保険(健康保険・厚生年金保険)の申請の手続方法について

【健康保険・厚生年金保険の加入手続き】

健康保険と厚生年金は、資格取得届を届け出ることによってセットで同時に加入手続きをします。

届出先:管轄する年金事務センター、年金事務所、または加入する健康保険組合

期日:資格取得日から5日以内

必要書類:健康保険·厚生年金被保険者資格取得届

扶養家族がいる場合:健康保険 被扶養者(異動)届

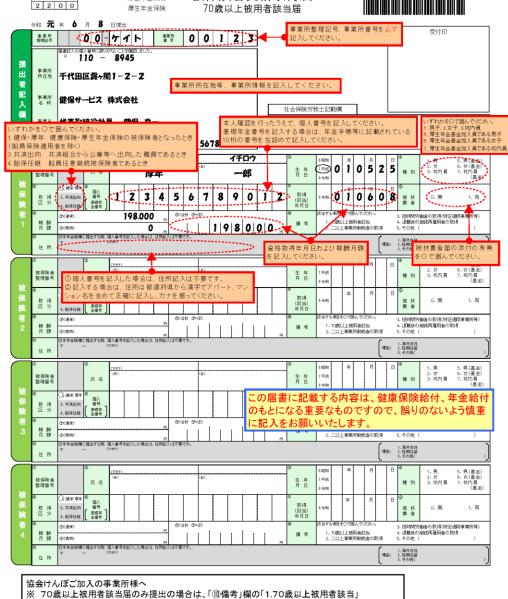
扶養家族の内20歳以上60歳未満の配偶者がいる場合: 国民年金第3号被保険者関係届

◆記入する際の注意事項◆

·報酬月額(9)

基本給に残業代(見込み額)や通勤手当・住宅手当など定期的に支給される諸手当も含めた金額を記入します。現物給与がある場合、標準価額により、その額を記入します。

	通貨によるもの	現物によるもの
報酬月額の対象となるもの	基本給(月給、日給、時給など)、通勤手当、 残業手当、役職手当、皆勤手当、家族手当、 住宅手当、年4回以上支給される賞与など	通勤定期券、自社製品、被服(勤務服でないもの)、食事、社宅、寮など
報酬月額の対象 とならないもの	大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職金、出 張旅費、仕事上の交際費、慶弔費など	制服、作業着、見舞品、生産施設の一部である住居、食事(本人からの徴収金額が現物給与の価額の3分の2以上の場合)、社宅(本人からの徴収金額が現物給与の価額以上の場合)など



被保険者資格取得届

※ 70歳以上般用者該当届のみ提出の場合は、「咖傭者」欄の11.70歳以上般用者該当」 および15 その他」「COをし、「5.その他」の())かに「該当届のみ」とご記入ください(この場合、 健康保険被保険者証の発行はありません)。

健康保険の被扶養者とは

健康保険の被扶養者になるための要件

【健康保険の被扶養者に該当するには】

「被扶養者の範囲」「生計維持」の要件に該当する75歳未満の人が健康保険の被扶養者として認定されます。扶養に入ることで、健康保険料の支払いが軽減でき、被扶養者に収入がある場合は、手取り額が増えるなどのメリットがあります。

「被扶養者の範囲」

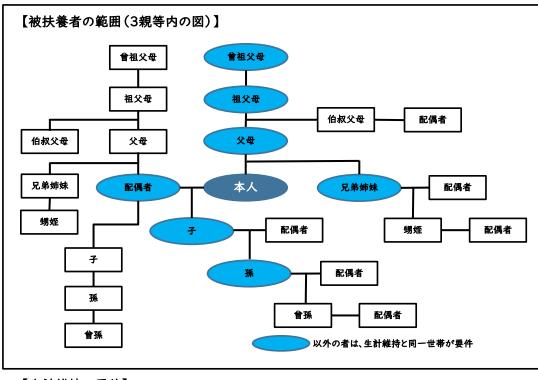
- (1)配偶者(内縁関係も含む)、子、孫、および兄弟姉妹、父母・祖父母などの直系尊属
- (2)被保険者と<u>同居</u>している、被保険者の3親等内の親族((I)を除く)、内縁関係の配偶者の父母 及び子

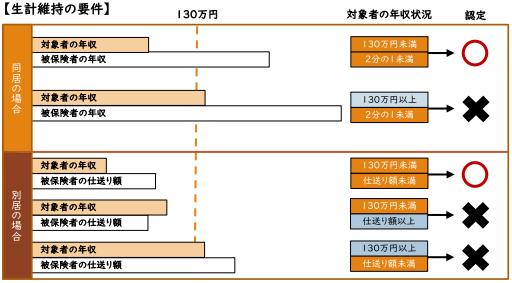
「生計維持の要件」

生計が維持されているかどうかは対象者の年収を次の(1)か(2)の要件に当てはめて判断します。 収入には、年金や失業手当を含め、全ての収入が対象になります。

- (1) 同居の場合:次の(A)と(B)の両方を満たす場合に被保険者になります。
- (A)被扶養者の年収130万円未満(ただし60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者については、年間収入180万円未満)
- (B)被扶養者の年収が被保険者の年収の半分未満
- (2)別居の場合:被扶養者の年収130万円未満(ただし60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者については、年間収入180万円未満)で、その収入額が被保険者からの仕送り額(援助額)より少ない時に被扶養者になります。

《別居の場合は収入<仕送り額》





被扶養者の手続き

前頁の要件に該当する被扶養者がいる場合の手続きについて

【健康保険の扶養入れ手続き】

被保険者に被扶養者がいる場合は、「健康保険 被保険者(異動)届/国民年金 第3号被保険者関係届 を提出します。また被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合は、国民年金第3号被保険者の手続きも行います。

届出先:管轄する年金事務センター、年金事務所、または加入する健康保険組合

期日:被扶養者異動日から5日以内

必要書類:健康保険·厚生年金被保険者資格取得届/国民年金第3号被保険者関係届

添付書類:被扶養者の生計維持を証明する書類(省略できる場合あり)

◆記入する際の注意事項◆

・年齢の制限

75歳以上の人は後期高齢者医療制度の被保険者となる為、被扶養者になることはできません。被保険者から「親を扶養に入れたい」との申し出があった時は年齢を確認しましょう。

・被扶養者の性別、名前のフリガナの確認の徹底

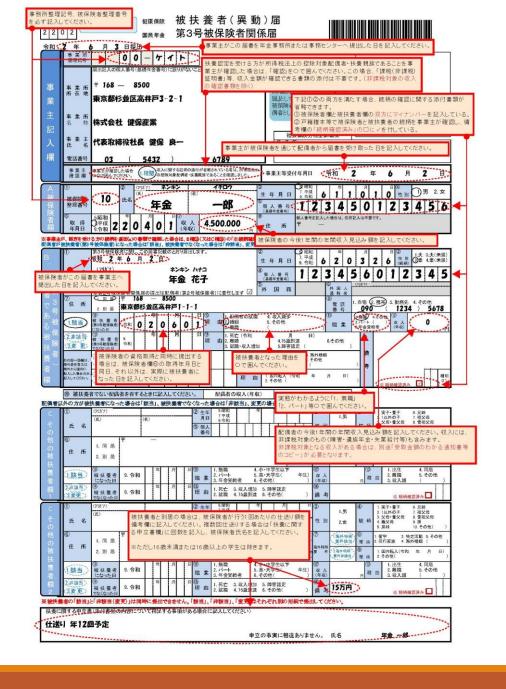
近年は名前の読み方が独特であったり、名前だけでは性別の判断がつかなかったりしますので、丁寧に確認しましょう、また被扶養者となる人の姓が被保険者と異なる場合は、マイナンバーの記載があっても続柄を証明する書類が必要です。

・配偶者の収入(7)

配偶者の収入は今後の見込み額を記入します。

・別居時の仕送りの添付書類について

別居の場合は、事実確認の為、預金通帳の写しや現今書留の控えの添付が必要ですが **| 6歳未満のもの、 | 6歳以上の学生の場合**は添付書類を省略できます。



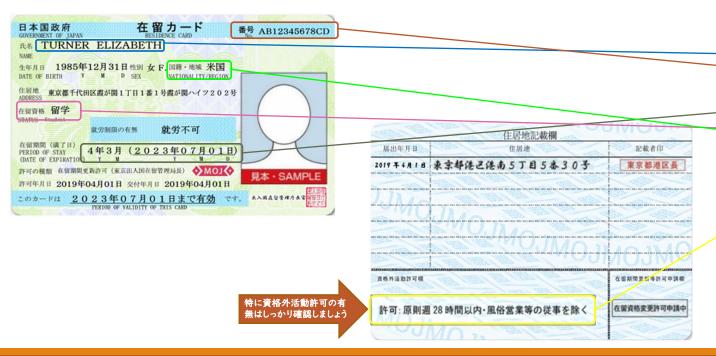
外国人の資格取得手続(雇用保険)

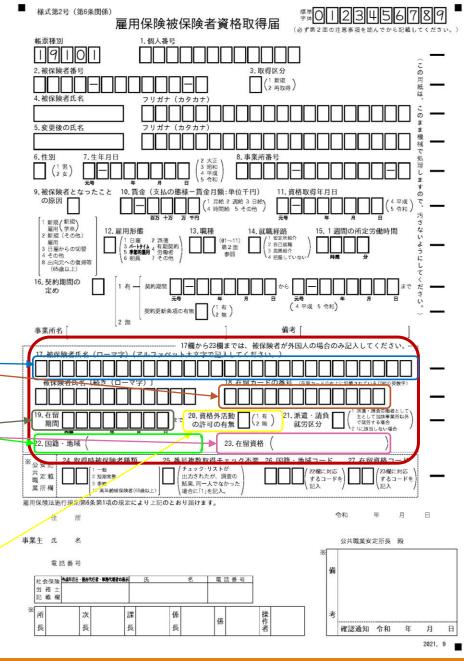
外国人の雇用保険の加入手続きについて、日本人と異なる箇所を説明します。

【外国人の雇用保険の加入手続き】

外国人であっても、雇用保険に加入しなければなりませんが、外国人の場合は雇用保険被保険者資格取得届の記入事項が増えます。具体的には左の雇用保険被保険者資格取得届の赤枠の部分です。

- (17)被保険者氏名(ローマ字)※アルファベットで記入、(18)在留カードの番号、(19)在留期間
- (20) 資格外活動の有無、(21) 派遣・請負区分、(22) 国籍・地域、(23) 在留資格の記入が必要で、添付書類として在留カードの写しが必要です。
- ※退職時の資格喪失届も同様に(17)~(23)を記載して**在留カードの写しを添付**して提出します。





外国人の資格取得手続(社会保険)

外国人の雇用保険の加入手続きについて、日本人と異なる箇所を説明します。

【外国人の社会保険の加入手続き】

外国人であっても、社会保険に加入しなければなりません、健康保険及び厚生年金保険の加入に関して、「健康保険厚生年金保険 被保険者資格取得届」の提出が必要なことは日本人を雇用する際と同様です。 ただし、外国人雇用の場合には、この書類の記入の際に何点か注意事項があります。

(1) 資格取得届について

まず氏名欄に外国人の氏名を記入する際、外国人にはミドルネームがある場合が多く、この場合、ミドルネームは「(名)」の欄にファーストネームと共に記入します。

(2) ローマ字氏名届について

外国人の健康保険 厚生年金保険の加入手続き時には資格取得届のみならず「ローマ字氏名届」の提出 が必要となります。

こちらの書類はローマ字氏名がある人が提出する書類となっており、対象者の基礎年金番号や生年月日等を記入し資格取得届と共に提出します。

この際記入する氏名のローマ字はすべて大文字での記入となります。

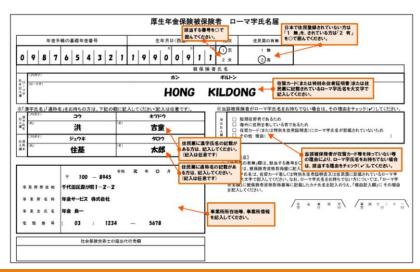
(3) 添付書類

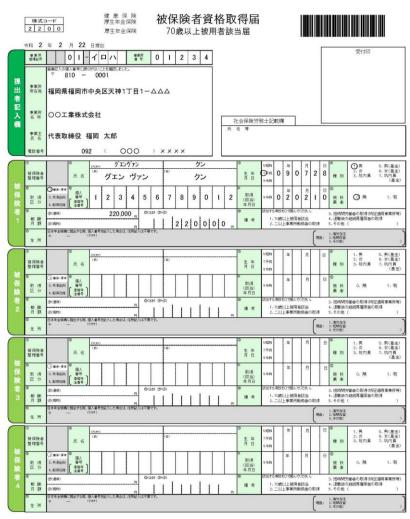
ローマ字氏名届以外の添付書類は特にありません。

※資格喪失時はローマ字氏名変更届は不要です。

【必要書類のまとめ】

雇用保険の資格取得時	雇用保険被保険者資格取得届+在留カードの写し
雇用保険の資格喪失時	資格喪失届+在留カードの写し
社会保険の資格取得時	被保険者資格取得届+ローマ字氏名届
社会保険の資格喪失時	資格喪失届





給与計算①(住民税の手続き)

給与計算での住民税の手続きについて

【住民税とは】

都道府県が徴収する「都道府県民税」と市町村が徴収する「市町村民税」の総称です、徴収方法には給与から天引きする「特別徴収」と本人が自分で納める「普通徴収」があります。

【入社した社員の住民税控除の方法】

①前の会社で住民税を徴収済みの場合

前の会社で徴収が終わっている場合、転職前の会社を退職する時に年度末までの住民税を一括で納付している場合は、**翌年5月まで徴収の必要はありません**、住民税の控除開始は翌年6月からの給与からになります。

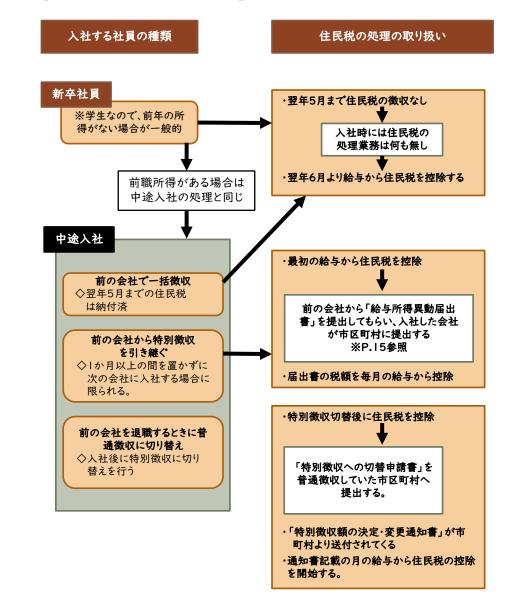
②前の会社から引き継いで徴収を行う場合

前の会社を退職する時に、転職後の会社にそのまま特別徴収を引き継ぐことを従業員選んだ場合は図のような手続きを行い入社後控除を始めます。なお、これが選択できるのは、**Iか月以上の間を置かず**に次の会社に入社する場合に限られます。

③普通徴収にしていた場合

前の会社を退職するとき、普通徴収に切り替えていた場合は、入社後に**特別徴収に切り替える手続き**を行います。その後、給与から住民税を控除します。なお、納付期限を過ぎている部分は特別徴収に切り替えが出来ないので、従業員が自分で納めます。

【住民税処理のフローチャート】



給与計算②(住民税の手続き)

特別徴収に切り替える場合の手続きについて

①前の会社からの特別徴収を引き継ぐ場合

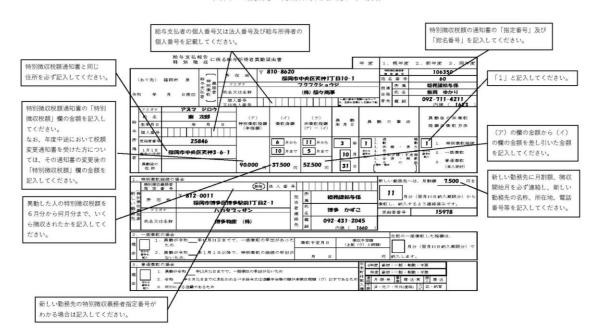
前の会社から「給与所得者異動届出書」の必要箇所を記入してもらい、転職先の会社が、その届出書の市区町村に退職月の翌月10日までに提出します。 転職前の会社と転職後の会社が連携して行うので、グループ会社への転籍等を除き、実務上はあまり発生しないケースです。

②普通徴収からの切り替え(一般的なケース)

前の会社を退職後、普通徴収として自分自身で住民税を納めていた人が入社した時は**「特別徴収への切替申請書」**を普通徴収していた市区町村に提出します。本人から、普通徴収の納付書を会社に提出してもらい、切替申請書に必要事項を記入し、市区町村に提出します。

提出後、市区町村より、「特別徴収税額の決定・変更通知書」が届きます。通知書に記載されている月の給与から、住民税の控除を行います。 手続きの関係上、すぐに控除を開始できず、2カ月ほど遅れる場合もあります。開始までの住民税は、普通徴収により本人が自分で納めることになります。

(新しい勤務先で特別徴収を継続する場合)



3 年度 市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

)		給	名 称	株式	会社(○○○○商事		指定	以義務者 番 号	新規)
		長	与 支 英	所在地	福岡県福	岡市中央	央区天神○-△-×	3天神○-△-× 所属 人事			人事部
年	F 月	日掘出	払 養務者)	代表者の 職氏名	代表	代表取締役 福岡 太郎			連絡先	氏名	福岡 花子
		p46 144	ъ	法	人 番 号		1234567890123			電話	(092) 123 - 4567
	特別徽山	又に切り替	える者	の1月1日現	在の住所・氏名		生年月日		j.	特別	徽 収 開 始 月 等
住所 氏	フリガナ	福岡	県福				昭和60年7月28日	 普通 	重徽収_	3 35	以降を
名				博多	栄			② <u>10</u>	月分(11 月	10 日納期限分) から特別徴収します。
住所								 普通 	f 微収	30	以降を
氏	フリガナ							②	月分(月	日約期限分)から特別徴収します。
住所								 普通 	重徴収_	#	以降」を
大	フリガナ								_		日納期限分) から特別徴収します。
j	住所 氏 名 住所 氏 名 住所	特別徹中 住所 氏 フリガナ 名 住所 氏 スリガナ	年 月 日 提 出 特別徴収に切り替	年 月 日 出 ま 変 数 数 後 者 者)	年 月 日 芸 変 収 報 で 報 で 報 で 報 で 報 で 報 で 報 で 報 で 報 で 報	## 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	## 日 日 日 要	## 日 日 世	## 日 日 日	### 第一	### (

給与計算③(住民税の手続き)

(退職された方について残りの税額を一括して徴収される場合)

1月1日から4月30日までの間に退職される方の残りの税額は必ず一括徴収してください。 給与支払者の個人番号又は法人番号及び給与所得者の 特別徴収税額の通知書の「指定番号」及び 特別徴収税額通知書と同じ 個人番号を記載してください。 「宛名番号」を記入してください。 住所を必ず記入してください。 給与支払者の個人番号又は法人番号及び給与所得者の 特別徴収税額の通知書の「指定番号」及び 「宛名番号」を記入してください。 個人番号を記載してください。 給与支払報告 に係る約与内得者異動届出書 . 現年度 2. 新年度 3. 両津 特別徴収税額通知書と同じ 「異動後の住所」を本人に確認 106350 / 「2」と記入してください。 給与支払報告 特別機 収 に係る給与所得者異動届出書 福岡市中央区天神1丁目10-1 住所を必ず記入してください。 . 現年度 2. 新年度 3. のうえ記入してください。 フクフクショウジ 総務課船与係 日本 日 五 日 106350 なお、1月1日現在の住所と同 **长名又は名称** (株) 福々商事 福岡市中央区天神1丁目10-1 092-711-4211 個人番号 又は後人番号 14. 北京なの間にはなって 古先 電 新 じ場合は「同上」、住所がわか フクフクショウジ ヤマダージロウ 氏名又は名称 (株) 福々商事 「3」と記入してください。 らない場合は「不明」と記入し 「異動後の住所」を本人に確認 山田 次郎 個人番号 又は法人番号 092-711-4211 てください。 114 711 44-90 (\$2-\$2.19.68 後収済額 李 (1) (1) (1) (1) のうえ記入してください。 程期方徵取方法 (ア)の欄の金額から(イ)の 花田 マリ なお、1月1日現在の住所と同 76431 3 月から 4 年 1 体 集 · 展 次 2 1. 特別徵収錄: 生年日日 欄の金額を差し引いた金額を記 AND THE RESIDENCE FOR SERV 微収済額 未徵収税額 お無の事のおお (ア) の欄の金額から(イ) じ場合は「同上」、住所がわか 個人都學 2 月まで 5 月生で 福岡市中央区天神3-1-3 2 9 特別徴収税額通知書の「特別徴 入してください。 らない場合は「不明」と記入し の欄の金額を差し引いた金額 受給者審查 67487 **6** 月から 3 # 7 収税額」欄の金額を記入してく 12.300 = を記入してください。 37.700 東京都千代田区富士丸2-17-1 50.000 28 ⊟ てください。 10 月まで 5 月生で 福岡市中央区天神2-7-2 10 /1 ださい。 -括徴収した税額を何月分で 21.300 28.700 50.000 なお、年度中途において税額変 (新規) 法人番号 納入されるかを記入してくだ 更通知書を受けた方については、 月分(翌月10日納入期限分 特別徴収税額通知書の「特別徴 さい。 特別徵収益指音 宿 定 春 号 その通知書の変更後の「特別徴 徴収し、納入するよう連絡済みです (新規) 法人番号 収税額|欄の金額を記入してく 受給者番号 収税額」欄の金額を記入してく ださい。 氏名又は名称 徴収し、納入するよう連絡済みです。 ださい。 なお、年度中途において税額変 受給者番号 更通知書を受けた方については、 ・ 異動が令和____年12月31日までで、一括徴収の申出があった 氏名又は名称 徽収于定月日 徴収予定額を記入してくださ 2 月分(翌月10日納入期限分) その通知書の変更後の「特別徴 異動した人の特別徴収税額を6 異動が令和 4 年1月1日以降で、特別徴収の総統の申出が 12.300 一円 納入します 左記の一括徴収した経額は 2 J 28 B 収税額」欄の金額を記入してく 微似于定月日 月分から何月分まで、いくら徴 月分(翌月10日納入期限分) 4年度 普切・一括・転勤・不要 ださい。 収されたかを記入してください 年度 春切・一括・転勤・不要 日 月・級・免 車 度・送・責 (人) 度・送 Fullまでに支払われるべき給与又は退職手当毎の額が未開放税額(ウ 4年度 谷切・一括・転動・不要 3. 死亡による退職である - 基動が合物 3 毎12月31日までで、一輌徴収の申用がないため 年度 普切・一括・転勤・不要 異動した人の特別徴収税額を6 ・令和 毎5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未撤収税額(ウ)以下であるた 透月:銀兒 臺 環送 英 便 返 月分から何月分まで、いくら徴 死亡による活動であるため 該当する理由の番号を記入 -括徴収の対象となる給与又 してください。 収されたかを記入してください は退職手当等の支給月日を記 ※普通徴収…退職者等が納税通知書により直接納付すること。 入してください。 該当する理由の番号を記入 (特別徴収継続、一括徴収以外の場合) してください。 ※在職中の従業員の方の徴収方法を本人の希望や事務都合上の理由により、

※各書類の様式は各自治体により異なる場合がございます。

特別徴収から普通徴収へ切り替えることはできません。

(退職・休職等された方について普通徴収に切り替える場合)